

## 松原市教育委員会 3月定例会 議事録

1. 日 時 平成29年3月29日(水) 午前10時00分

2. 場 所 松原市役所 3階庁議室

### 3. 付議事件

- (1) 議案 第4号 松原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 第5号 平成29年度教育行政方針を定めることについて
- 第6号 松原市いじめ問題対策連絡協議会及び松原市いじめ問題専門委員会規則の制定について
- 第7号 平成29年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項を定めることについて

出席委員 東野教育長 松井教育委員 栗崎教育委員 田中教育委員

事務局 伊藤教育総務部長 瀧澤学校教育部長 高橋教育監  
大本市民協働部長 大倉福祉部長  
浦井教育総務部次長兼教育政策課長  
小川副理事兼学校給食課長兼ねて松原市立学校給食センター所長  
横田学校教育部次長兼地域教育課長 青山市民協働部次長  
中瀬福祉部次長兼福祉事務所長兼子ども未来室長  
長谷川教育総務課長 芝田文化財課長 平井教職員課長  
藤田教育推進課長 山森教育研修センター長  
大浦いきがい学習課長 手束市民図書館長 宮本市民協働部参事  
田中子ども未来室参事

東野教育長

改めまして、おはようございます。

定刻となっております。それでは、ただいまの出席の教育長及び委員は4名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

(開会宣言 午前10時02分)

これより3月定例教育委員会を開催いたします。

まず、会議録についてお諮りいたします。

1月定例会の会議録についてご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

東野教育長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、1月の定例会会議録については、承認と決しました。

なお、2月定例会の会議録につきましては、まだできあがっておりませんので、次回定例教育委員会でお諮りしたいと思います。

次に、本日の会議録の署名委員を指名いたします。

委員会会議規則第17条第2項の規定により、辰巳委員が今日欠席ですので、松井委員にお願いします。よろしく願いいたします。

まず、初めに、教育長の報告を行います。

お手元の1枚目の資料にあります。よろしく願いいたします。

資料のほうを見ていただきましたら、先月の27日から今月の27日にかけて、松原市議会の第1回定例会がございました。本会議を初め、予算特別委員会、福祉文教委員会に出席をいたしました。

本議会では、4会派からの代表質問で、インターナショナルセーフスクールや、中学生の国際交流、英語教育、スクールソーシャルワーカー、それとICT整備などの教育環境の充実について、また、新図書館建設やクリエート月ヶ瀬の利用促進などについて質問がございました。

予算特別委員会では、いじめ問題専門委員会やセーフスクール、新図書館の事業者選定委員会、国際化教育推進事業、幼稚園の運営管理事業、児童・生徒理科授業や児童・生徒ハートサポート事業などについて質問がございました。

福祉文教委員会では、新図書館建設にかかわる事業者選定委員会や、いじめ問題対策連絡協議会などについて、また一般質問としましては、

教師の多忙化についてご質問がございました。

3月10日から16日にかけて、評価育成システムによる開示面談として、各校長先生の28年度の取り組みに対する評価判定をさせていただきました。総合評価としまして、Sは5名、Aは17名という形になっております。ちなみに、B、Cはございません。

そして、あと14日には第五中学校、16日は布忍小学校、17日は四つ葉幼稚園の卒業式及び卒園式も出席をさせていただきました。いずれも、この3月で退職となる校園長のところへお伺いしたものでございます。報告は以上でございます。

松井委員

四つ葉の卒園式はどうでしたか。

東野教育長

非常によかったです。

松井委員

幼稚園の卒園式、私は全然見れていないのですけれども…、多少変わっているとは思っているのですけれども。

東野教育長

特に卒園児は、きっちりと座られておられまして、うろうろする子はいらっしやらない。逆に、4歳児、今度5歳児になるお子さんでは、最後のほうで少しありましたが、5歳児、卒園児はきっちりと座っておられました。やっぱり態度教育の成果がよく出てきたのかなというふうには思っております。

ほかに何かご質問がございますか。

ないようでございますので、これより本日の議事に入ります。

今日は議案が4件となっております。

それでは、初めに、議案第4号「松原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

浦井教育総務  
部次長

教育総務部の浦井でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第4号「松原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明申し上げます。

議案書の5ページ目に新旧対照表をつけさせていただいております。A4の横書きの分になります。めくっていただきまして、この規則の一

部を改正するものでございまして、公印の印影印刷等につきまして、教育長の決裁を受けているところではございますが、事務の簡素化、効率化の観点から、担当課長、校長等の決裁の上、教育政策課長の承認を受ける形に変更させていただこうと考えております。

また、公印の改印・廃止の規定、及び様式について、一本化をさせていただくなど、条文の整理、その他文言の整理を行うものでございます。

以上、説明させていただきました。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

東野教育長

説明は終わりました。

この件について、何かご意見ご質問ございますか。

松井委員

改正をした後に、何が合理的になるんですか。

浦井教育総務  
部次長

横向きの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第8条のところで公印の印刷のところを変えさせていただいているところがございます。もともと、この公印の印刷につきましては、全て教育長の決裁を得ていくという形の規則になっておりましたが、市長部局のほうで、担当部局のほうで決裁を済ますというような形にもなっておりますので、こちらのほうもそれに合わせる形にいたしまして、教育政策課長が、最終的に承認をさせていただきまして、印刷を行っていけるというふうに、その部分だけ事務の簡素化ができるのかなと考えております。

以上でございます。

松井委員

確かにスピード決裁にはなっていくんでしょうけれども。責任の所在が教育長じゃなくなっていくんですかね。

伊藤教育総務  
部長

この印刷に回るというものが、ほぼ卒業証書とか、定例的なものになっておまして、これまでそれを教育長に全て回らせていただいていたところなんです。今回そういう定例的な部分を合理化していく趣旨です。

松井委員

よくわかりました。

東野教育長

ありがとうございます。おかげで私も事務がちょっと軽減されると喜んでおります。

ほかございますか。

それでは、ほかにならないように見受けられますので、議案第4号「松原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を、可決することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

東野教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号「松原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」は、可決されました。

続きまして、議案第5号「平成29年度教育行政方針を定めることについて」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

浦井教育総務  
部次長

それでは、議案第5号「平成29年度教育行政方針を定めることについて」ご説明申し上げます。

平成28年12月に策定されました「松原市教育振興基本計画」の基本理念である「未来を拓く自立心を育む人づくり」の実現に向けまして、平成29年度に取り組むべき主な施策につきまして体系的に示すことにより、教育施策の一層の充実と効果的な教育行政を推進するために、「平成29年度教育行政方針」を定めるものでございます。

お手元にお配りさせていただきました、「平成29年度教育行政方針(案)」をごらんいただきますようお願いいたします。

表紙をめくっていただきました裏面のところに、29年度の教育行政を推進するに当たりまして、主な6項目の施策の取り組みを書かせていただいております。

一つは、松原市いじめ防止基本方針に基づき、松原市いじめ問題対策連絡協議会などを設置・運営し、いじめの防止に向けた取り組みを進めます。

二つ目といたしまして、スクールソーシャルワーカーを市独自で配置し、各学校の教育相談体制を強化します。

三つ目といたしまして、教育用ネットワーク事業といたしまして、教育用サーバーの更新と校内LANを再整備し、ICTを活用したわかりやすい授業づくりを進めます。

四つ目といたしまして、校務支援システムを導入し、全教職員の業務の効率化と情報の共有化を図ります。

五つ目といたしまして、児童が登下校時に校門を通過したことを保護

者に知らせる、I C タグを活用したメール配信システムの全小学校への導入について支援をいたします。

六つ目といたしまして、新図書館建設に向けた取り組みを実施します。

以上の6項目が新たな取り組みとしまして、29年度に行っていくものでございます。

次に、その下でございますが、3項目の事業につきまして拡充をして取り組んでまいるものでございます。

一つ目といたしまして、セーフスクールの認証申請。松原第三中学校、布忍小学校、中央小学校と新たに他の校区での取り組みに着手を行います。

二つ目といたしまして、学習用タブレットパソコンを小学校324台、中学校189台を追加配備し、I C T環境整備を進めるものでございます。

三つ目といたしまして、夏休みなど長期休暇中のげんき塾の開校を進めます。

以上の点を29年度の教育行政の推進といたしまして取り組んでいく主なものとさせていただきます。

ご承認のほうをよろしくお願いいたします。

東野教育長

説明は終わりました。この件について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

松井委員

もう一つよくわかっていないのですか、教育大綱などのかかわりとか、何かいろいろできてきたので、何か相関図みたいなのはないんですか。何がどないなって、どうなってって、質問の意味わかりますかね。

あと教育委員会から出す重点指導などとの関係とか、この行政方針と書いていることは一緒だと思うんですけども。何かややこしくすみません。

浦井教育総務  
部次長

12月に策定を行いました松原市教育振興基本計画のほうに簡単な略図を載せさせていただいております。

教育が目指すべきところということで教育大綱を掲げさせていただいております、その部分を具体的に計画としてさせていただいたものが、この教育振興基本計画でございます。

この教育振興基本計画につきましては、平成34年度までの計画期間とさせていただいております中で、平成28年、29年、30年の前期計画を昨年12月に策定させていただいたものでございます。

この平成29年度に取り組む部分につきまして、今回この教育行政方針を新たに出ささせていただきます、特にここを重点的にやっていくんだと。29年度についてはこれをやっていきますという形の部分をつくらせていただいたものです。

松井委員

松原市教育振興基本計画がもとになっているとか、わかりやすいフローチャート図じゃないんですけれども、何かまたください。

文言がややこしくて、わからなくなってきました。すみません。

浦井教育総務  
部次長

現在手元にはございませんが、つくらせていただきまして、また配付をさせていただこうと考えています。

松井委員

教育大綱が入ってきたぐらいから、何かわからなくなってきました。

東野教育長

教育大綱があって、それをするために、その下に教育振興基本計画をつくらせてもらいました。今回、それを今年29年度にする分については、主にこんなものを取り組みますよと、予算を絡めて。だから、基本計画はあくまで計画です。

松井委員

これには予算はもうついているんですよね。

東野教育長

これは全部ついている分です。ついている分で、こういうことをします。どちらかというと、市民向けです。

さっき言った重点事項は、先生向けです。

松井委員

先生向け。わかりやすいです。

東野教育長

今まで市民向けのものは全くなかった。だから、教育振興基本計画はできたけれども、29年度はどんなことを重点にするのと言われたときに、これを見ていただいたら、大体わかるかなと。

松井委員

今まではこんなんありましたか。

東野教育長

なかったんです。

松井委員

なかったですね。

東野教育長	はい。教育委員会はちょっと情報を出すのが、下手でしたので、ちょっとこれを出して、わかっていただきたい。やっぱり学校だけで教育はできませんので、やっぱり市民と地域と協働ですね、ということで作らせてもらいました。
松井委員	よくわかりました。
東野教育長	ほか何かご質問、この辺どうか、これつけ加えたらどうですかとか。
栗崎委員	細かいことを聞いてもよろしいですか。 スクールソーシャルワーカーを市独自で配置ということで、大体何人ぐらい。
山森教育研修センター長	教育研修センターの山森でございます。 スクールソーシャルワーカーにつきましては、平成28年度、今年度までは府のほうからお一人、年間35回の派遣がありました。ただ、こちらの活用だけでは、回数として、まだもっとも必要であるということがこの間ずっといわれておりまして、市のほうで平成29年度お一人、年間35回追加をして市単費で配置するものでございます。 ですので、府と市を合わせて、年間倍増するという形になりますので、それだけ支援が豊かになると、このように思っております。 以上でございます。
田中委員	すみません、勉強不足で申しわけないんですが、スクールソーシャルワーカーは具体的にどういった活動が多いんですか。
山森教育研修センター長	子どもたちの問題行動、不登校を初め、問題行動の背景には、子どもたち自身の課題もあるんですけども、家庭だとか、地域だとか、そういった子どもたちを取り巻く環境の問題がある場合も大変多くあります。 そこで、スクールソーシャルワーカーに、これ実は福祉の専門家なんですけれども、学校の会議等に入ってくださいことで、その子を取り巻く環境のどこに原因があるのか、どの部分を改善することでその子が学校に来れるようになるのか、問題行動が減っていくのか、ということを見立てていただく。必要があれば、関係機関とつないでいく。こういったことをやっていただく福祉の専門家がスクールソーシャルワーカー



	<p>でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
田中委員	<p>それは、学校長、もしくはその人たちが依頼するという形になるわけですね。</p>
山森教育研修センター長	<p>学校からのオーダーが教育委員会のほうに学校長を通して上がってまいりまして、そこで市のほうで調整をして派遣をすると、こういう形になってございます。</p> <p>以上でございます。</p>
東野教育長	<p>ということは、今のところは、教育委員会に一応配置をして、依頼があれば、各学校へ派遣をするという形でよろしいでしょうか。</p>
松井委員	<p>去年の実績みたいなの、数は足りなかったんですかね。だから、倍増なんでしょうけれども。</p>
山森教育研修センター長	<p>各校からのニーズは大変多く、もっともっと欲しいという声は随分ありました。</p> <p>いち早く、やはりそのことを察知して、問題が大きくなならないうちにそのスクールソーシャルワーカーを入れていくことで、やはり問題の未然防止、この辺をやっぱり重点的に図っていく必要があるのかなと思ひまして、今回配置をさせていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
栗崎委員	<p>この方は、子ども、生徒との面談というのはするんですか。</p>
山森教育研修センター長	<p>今まで心の問題にかかわるのは、スクールカウンセラーという方がおられまして、心の問題を聞いたりだとか、悩み事を聞いて解決につなげていくと。こちらはスクールカウンセラーの仕事でございまして、ただ、スクールソーシャルワーカーも具体的に家庭に働きかけるということもありますので、家庭訪問に行かれたり、当然子どもと会ったりすることもあるかというふうに思っています。</p> <p>以上でございます。</p>
松井委員	<p>この方はどんなバックグラウンドであったり、どんな資格を有してい</p>

	<p>たりとか、あるんですか。</p>
山森教育研修センター長	<p>国のほうも、府のほうも、随分この事業を推し進めておりまして、国のほうでいいますと、一つは社会福祉士、これは国家資格なんですけれども、こちらのほうだとか、それから、精神保健福祉士という、こういった資格を求められる場合が結構あります。</p> <p>大阪府の場合は、そういった資格があればいいですけども。それに準ずるような教育現場での実践があるということ。もっと具体的にいいますと、退職教諭等も含めて、幅広く募集をしておられます。</p> <p>予算も通過しておりますので、申し上げますと、来年度本市に配置される方につきましては、大阪府のスクールソーシャルワーカーの試験をパスされた方で、その方が週に1回本市のほうに来ていただくということになっております。</p> <p>以上でございます。</p>
栗崎委員	<p>松原市のこの市役所の中には、その免許を持っている方、資格を持っている方というのはいらっしゃるんですか。</p>
山森教育研修センター長	<p>恐らく福祉のほうには。</p>
栗崎委員	<p>いらっしゃると思いますよね。</p>
山森教育研修センター長	<p>ソーシャルワーカーの方は結構おられるかと思うんですけども。当然そちらの方は、今の福祉の現場のお仕事で手いっぱいと言われますので、資格としては持っておられる方はおられるということになります。</p>
東野教育長	<p>ほかに何かご意見よろしいですか。</p> <p>それでは、ないように見受けられますので、議案第5号「平成29年度教育行政方針を定めることについて」を、可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
東野教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号「平成29年度教育行政方針を定めることについて」</p>

横田学校教育  
部次長

は、可決されました。

続きまして、議案第6号「松原市いじめ問題対策連絡協議会及び松原市いじめ問題専門委員会規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

学校教育部の横田です。よろしく申し上げます。

議案第6号「松原市いじめ問題対策連絡協議会及び松原市いじめ問題専門委員会規則の制定について」ご説明申し上げます。

まず、資料一つ目をごらんください。次の資料です。

松原市いじめ問題対策連絡協議会及び松原市いじめ問題専門委員会規則、こちらについて定めていこうということでございます。

その前提としまして、次の資料をごらんください。松原市いじめ問題対策連絡協議会等条例でございます。

こちらのほうは、この3月議会において承認されました。

ポイントでいいますと、第2章「松原市いじめ問題対策連絡協議会」、第3章「松原市いじめ問題専門委員会」、そして、第4章「松原市いじめ問題再調査委員会」、以前の教育委員会で何度かご説明しました三つの組織でございます。こちらの設置について条例が承認されました。

その中で第5条をごらんください。下の第5条です。「この章に定めるもののほか、連絡協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める」。この教育委員会規則を今からお諮りするものです。

さらに、第8条をごらんください。第8条にも第4条及び第5条の規定は専門委員会について準用するというので、この第5条ですね、準用規定もこちらにございますので、もう一度戻っていただきまして、この第2章「松原市いじめ問題対策連絡協議会」、そして、第3章「松原市いじめ問題専門委員会」、この二つの組織を設置するに当たって必要な事項を定めるというものでございます。

戻っていただきまして、最初の資料をごらんください。「松原市いじめ問題対策連絡協議会及び松原市いじめ問題専門委員会規則（案）」でございます。

ポイントでございますが、こちらは第2章と第3章、先ほど条例に定めました第2章と第3章、同様の組織でございます。

第2章につきましての、松原市いじめ問題対策連絡協議会の規則のポイントですが、第2条「連絡協議会の組織」としてあります。「連絡協議会は委員12人以内をもって組織する」。

2項です。「委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、ま

たは任命する」。(1) 学校教育の関係者、教職員代表というところです。

(2) 関係行政機関の職員。具体的には、松原警察、富田林子ども家庭センター、富田林少年サポートセンターでございます。そして、本市の職員、教育委員会の事務局のメンバーでございます。

なお、4番に、前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者ということで、これは今後必要に応じて、今3号までに示されている以外にもふやす可能性があるということでございます。

続きまして、第6条をごらんください。第6条は、松原市いじめ問題専門委員会の組織を示してあります。「専門委員会は、委員5人以内をもって組織する」。

2項、「委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する」となっております。具体的に現場は、学識経験を有する者。いじめ問題に明るい教育の専門家、大学教授ということで想定しています。2号ですが、臨床心理士ですね。こちら、一般的にスクールカウンセラーといわれる方々の中から委嘱しようと思っております。3番の弁護士。この弁護士も、学校問題に明るい、いわゆる、一般的にスクールロイヤーといわれる方の中から委嘱しようと思っております。そして、最後、第4号ですが、前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者。現在、この4号に当てはまる者として、先ほどスクールソーシャルワーカーということでご説明申し上げました、福祉の専門家。そのあたりで4号をお一人委嘱しようと思っております。合計4名の専門家で、5人以内をもって組織するんですが、現状4人分の予算を、これも承認いただいておりますので、4人からスタートしようと思っております。

なお、10条をごらんください。第10条「除斥」ということで、この解釈だけ先にいたしますと、先ほど委嘱しようとしている4名の専門委員の方々に、いじめの被害者あるいは加害者と、例えば、親戚であるとか、日常利害関係がある方がおられたとします。その方は、この重大事態の審議には加われないということを示しているものであります。国のほうの基本方針にも、利害関係のない第三者組織を設置するということが強調されておりますので、この除籍の項を加えるものでございます。

11条です。庶務につきましては、「教育委員会事務局学校教育部教育推進課において処理する」ということになっております。

3月議会で条例が承認されましたので、ただちにこの教育委員会規則を制定しまして、できれば4月1日から、この規則のほうを施行することで決めていきたいと思っておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

東野教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>説明のほうは終わりました。この件について、何かご意見、ご質問ございますか。</p>
松井委員	<p>弁護士、スクールロイヤーというふうにおっしゃってましたけれども、そんな人いるんですか。</p>
横田学校教育 部次長	<p>大阪府の教育庁、大阪府教育委員会のほうが既に、もうこの5年ほど前から複数の弁護士を大阪府の教育委員会のスクールロイヤーとして任命して、具体的に言いますと、ここは南河内、南河内地区担当のスクールロイヤーというのがあります。各地区ごとにロイヤーがおりまして、既に本市でも積極的にそのスクールロイヤーを活用しておりますので、できれば、その中から学校問題に非常に明るい方に来ていただければと思っています。全国的にも、やはり弁護士の中で学校問題の対応の弁護士としてスクールロイヤーというのが、各都道府県、あるいは市町村で任命されていると聞いています。</p> <p>文部科学省のほうで、この間、チーム学校という打ち出しをされておりまして、そのチーム学校の中に、できれば、このスクールロイヤーも一員として人員の配置をしていこうというふうな方向性も示されております。</p> <p>以上です。</p>
松井委員	<p>弁護士は法律の専門家ですから、いじめとかになったら、被害者、加害者という風に、法律にのっとった対応をされていかれるわけですね。そうすると、感情面が非常に置き去りにされる場合が多いので、もめることが多いと私は認識しているんですね。ですから、どういう方がここに入られるのかというのは、非常に興味深い。</p> <p>普通の弁護士さんといったら怒られるのかしら。何といたらいのかよくわからないのですが、法律を重視されるだけでは、この役割はしんどいだろうなどは感じています。それは大丈夫みたいなので安心いたしましたけれども。</p>
横田学校教育 部次長	<p>今、松井委員から指摘されたのは、全くそのとおりでありまして、いじめの重大事態の調査ってどうやってやるかといいますと、場合によっては全校生徒と面談調査されるらしいんですね。弁護士と中学生とか、小学生が何を話すんだということになるのですが、その場合に臨床心</p>

理士が同席する。個々の専門家が聞く。横で弁護士が聞いているとか。そういう想定になるんです。

先ほど言いました4号のところに、スクールソーシャルワーカーを考えておりますというのもまさにそのとおりで、さまざまな家庭背景のある子どもが来られた場合に、また違う角度です、同一の場で聞き取り調査等を行うことによって、ある意味、調査による児童・生徒の二次被害ということを防ぐというのも、国の方針にも示されていますので、これで複数で調査に当たれるという仕組みになっております。

ただ、おっしゃられるとおり、そもそも弁護士の、やはり今までの経験値、学校現場の状況、子どもとの具体的な直接のかかわりについて経験値のある方を人選しようというふうには思っております。

以上です。

東野教育長

私のほうから若干確認させていただきます。

今回4月からこれを施行されたいということなんですが、先ほど言いました組織のほうにおきましても、連絡協議会とか、また専門委員会のほうで委員さんが10名以内、5名以内という方、これは大体いつぐらいに任命をされるのかと、それと今後の大体大きなスケジュールはどんなものでしょう。

横田学校教育  
部次長

ここで承認いただきましたら、すぐさま人選に入ろうと思います。早ければ4月の教育委員会の折に、このメンバーでということをお諮りさせていただこうと思っております。

スケジュールですが、この3章の専門委員会のほうなんですが、予算的には年間3回の予算を承認いただいておりますので、1学期の早い段階で第1回目、そして、夏休みぐらいで第2回目を、3回目は、3学期の終わりの締めくくりということで、これは重大事態が起こらない場合の未然防止の協議という会議でございます。

ただし、起こってはならないんですけども、重大事態が起こった場合は、もうその直後に、リアルタイムに臨時で開くということになるかどうかと思います。

第2章のいじめ問題対策連絡協議会ですね。各関係機関の連絡協議の場ですが、これも年度当初に1回実施し、そして、年度末に必ずまとめの1回と。年度途中については、必要に応じて、事案が発生したりした場合には招集して連絡調整をするというふうを考えております。

以上です。

東野教育長	ありがとうございます。
栗崎委員	これは、お名前を教えてくださいませんか。
横田学校教育 部次長	そのとおりでございます。人物を示しまして承認いただこうと思っております。
栗崎委員	第9条に、「5 専門委員会の会議は、非公開とする」とありますけれども。ここはどれだけが非公開。市民には言わないでしようけれども、ここの教育委員会には公開していただけるのかとか、どれだけが非公開なのかということをお教えいただきたいと思えます。
横田学校教育 部次長	専門委員会の会議の場にいわゆる傍聴を認めないということになっておりますので、もちろん、そこで会議で協議された、論議された内容については議事録等で委員の皆様にご報告いたすつもりでございます。
栗崎委員	わかりました。
東野教育長	よろしいでしょうか。 ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。
田中委員	いじめ問題専門委員会、もしくはいじめ問題対策連絡協議会で会議されるんですけども、それはどういった形で現場におろしていくんでしょうか。
横田学校教育 部次長	実施後、校長会議であったり、教頭会議で、学校にやはり周知しなければならぬことにつきましては、周知していこうと思っております。 もちろん、教育委員会議のほうでも会議をもった後には報告をさせていただきます。
田中委員	せっかくそういう優秀な方の会議ですので、うまく現場のほうに伝えていく、そういった流れというんですかね、それをつくっていくことのほうが大事かなと思うんですけども。どうもありがとうございます。
横田学校教育	つけ加えまして、連絡協議会の構成メンバーに学校の代表がおられま

部次長	<p>すので、恐らく校長会の代表ということでメンバー構成に入っていただく予定でございますので、そこでの現場からのご意見もいただくと。連絡調整の場ということでございますので、つけ加えておきます。</p> <p>以上です。</p>
東野教育長	<p>今、田中委員さんからもありましたように、形だけつくって粛々とやるのではなくて、やはりその身になって、そういうことを学校現場できちりと徹底されるように、また、学校現場でそういうことによって、もっと支援がされるという形の会議をやっていっていただきたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
松井委員	<p>校長会以外で何か現場におりる手だてってないんですかね。</p>
横田学校教育部次長	<p>いじめ問題につきましては、年間を通じて複数回研修を持ちます。対象が校長であったり、教頭であったり、教員、初任者等々ですので、その折に、生徒指導担当者の会議もございますので、必要な内容について報告していくと、あるいは周知していく、あるいは論議していただくということがあり得るかと思っています。</p>
松井委員	<p>何か全ての流れが校長会を通してみんなにいくというのは、至極当たり前なんですけれども、校長先生がちょっと間違ったら、間違った情報がおりてしまうという危険性があるので、何かないのかなと思ったんですけれどもね。この前の校長会でも大変ですよ。あの中で情報をきちっと捉えて伝えていかないといけないんだなというのは、非常に荷が重いというか、何か私はちょっと負担感を感じたんです。</p> <p>ですから、特にこのいじめ、全部重要なことなんですけれども。いじめに関しても、「校長に言ったから」というので、いいんですかね。「伝えたぞ」というのでいいんですか。</p>
栗崎委員	<p>紙には書くんですか。そういう議事録的に。</p>
横田学校教育部次長	<p>紙媒体による教育委員会からの伝達手段としましては、やはり学校長宛ての文書を出して、学校長がそれを教職員に配付するなり、伝達するということになるんですが、もう一つの方法としては、うちの教育研修センターが教育研修センターニュースということで、さまざまな研修の報告ということで、このようなことが研修で報告されました、学ばれま</p>



したということで文書でお示しすることもできます。

あるいは、全員対象の夏のサマーセミナー、文化会館での研修の折に、そういった教育課題、その年度年度に重要な教育課題について、全教職員対象に講演を開いて周知するという方法もありますので、来年度、そういった形で、これ一つの節目で、いじめの対策ということで、実は国のほうが3年ごとに国の方針の見直しをされまして、この4月以降、若干の見直しがかかっておりますので、その辺の周知を含めて、何らかの形で全部の職員に伝わるように検討してまいります。

東野教育長

本来は校長会を基準にやっていくんですけども、校長会から、全教職員を対象に、もしそういう形の情報をある一定流さないといけないということになりましたら、今後、校務システムもできてきていますので、紙媒体ではなくて、その情報を瞬時に送ることもできます。どういう形で周知したらよいかというのは、校長会と協議していただけたらよいかなどというふうに思っております。

よろしいですか。

それでは、他に意見がないように見受けられますので、議案第6号「松原市いじめ問題対策連絡協議会及び松原市いじめ問題専門委員会規則の制定について」を、可決することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

東野教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号「松原市いじめ問題対策連絡協議会及び松原市いじめ問題専門委員会規則の制定について」は、可決されました。

続きまして、議案第7号「平成29年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項を定めることについて」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

瀧澤学校教育  
部長

議案第7号「平成29年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項を定めることについて」ご説明申し上げます。

学校教育部の瀧澤です。よろしく申し上げます。

前回の教育委員会議で、平成29年度の学校園に対する重点指導事項の

重点目標のところをお示しさせていただいたところでございます。その後、事務局のほうで重点目標に基づきました取り組みの内容について、本編の文章を作成させていただきまして、先週少しぎりぎりになりましたが、各委員の皆様宛てに送付をさせていただいたところでございます。全54ページになっているものでございます。

29年度の重点指導事項につきましては、昨年12月に策定いたしました教育振興基本計画の目指す子ども像や市民像に基づきまして、学校教育におきましては、4つの重点目標と16の取り組み。社会教育におきましては、6つの重点目標と24の取り組みを示しておるところでございます。

先ほどお話にもございましたように、市内学校園の教職員に向けました対象としたものでございます。

本日、昨年度からの変更点につきまして、各課よりご報告をさせていただきます。お手元のほうにご用意をよろしくお願いいたします。

藤田教育推進  
課長

教育推進課、藤田でございます。よろしくお願いいたします。

重点指導事項の教育推進課分の主に改訂分についてご説明申し上げます。

小学校におきましては平成32年度から、中学校におきましては平成33年度から全面実施される新学習指導要領の内容が2月に示されました。それに伴って11ページ、四角囲み1「学力向上の取組みの推進」の1の(2)が12ページにございます。その部分を変更しております。新学習指導要領では、何を教えるかという教師の視点だけでなく、どのように学ぶのか、また学んだことをどんなふうを活用していくのかという児童・生徒の視点に立ったものになっております。そんな中で、主体的で対話的で深い学びを実現することが重要であるというふうにされています。これを受けまして、この(2)の①に「主体的・対話的で深い学びを実現するための授業観の転換と言語活動を充実した授業改善の一層の推進、授業研究の充実」ということを明言いたしました。

2点目は、18ページの四角の2「豊かでたくましい人間性の育み」の中の2「生徒指導を充実・強化するために」の(4)になりますので、20ページに進んでいただけますか。20ページの(4)「いじめの未然防止、及び早期解決にむけた組織的対応の推進」の部分です。松原市いじめ防止基本方針が策定され、附属機関も条例制定されました。先ほど次長のほうからも説明がございましたが、一つ目の黒ポツですね。ここと、それから二つ目の黒ポツの部分を変えております。

一つ目ですね。「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義を踏まえ、生起したいじめに対しては、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応すること。また、再発防止に努めること」という点と、2点目「いじめの未然防止、早期発見については、「松原市いじめ防止基本方針」「いじめ防止指針」及び「いじめ対応プログラム」「いじめ対応マニュアル（いじめ対応マニュアル補助資料）」に基づき適切に対応すること」というふうに、この部分も加えさせていただいております。

推進課分は以上でございます。

山森教育研修  
センター長

続きまして、教育研修センター所管分についてご説明をさせていただきます。

21ページをごらんください。

(5)「不登校の未然防止と継続的な支援の推進」という項目があるかというふうに思います。そちらの黒ポツの6点目、最後の黒ポツになりますけれども、そちらをごらんください。「児童・生徒を取り巻く環境の改善に支援が必要な場合等は、スクールソーシャルワーカー等を活用し、福祉機関等との連携を図ること」、このように書いています。

続きましてその下(6)「問題行動や少年非行の未然防止及び早期解決に向けたチーム支援の充実」の黒ポツの2点目をごらんください。「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、校内における教育相談機能の充実を図ること」。

いずれにもスクールソーシャルワーカーの文面が出てまいります。こちらにつきましては、昨年度の文面と変更はございませんが、先ほど教育行政方針のところで少しご説明申し上げましたように、内容を充実ということでご説明をさせていただいております。

今年度までは、年間35回、大阪府から派遣されたスクールソーシャルワーカーを活用してまいりましたが、児童・生徒を取り巻くさまざまな事象が複雑化・多様化する中で、さらに充実をすることで、市単費の配置をすることで、問題行動の未然防止等を充実させてまいりたいと、このように思っております。

センター所管分については、以上でございます。

平井教職員課  
長

教職員課、平井でございます。

続きまして、教職員課分につきましては、38ページの教職員の服務に関する取り扱い以降が主なものでございます。今回、改訂させていただきましたものを中心に2点説明させていただきます。

一つ目です。39ページをごらんください。（5）「勤務時間の管理等について」でございます。黒ポツの二つ目、「教職員の健康管理及び「働き方改革」の必要性の観点から、各校の特色や状況に応じて、全校一斉退勤日等を設定するなどして、長時間勤務の一層の縮減に努めること」というふうなことを書かせていただきました。各校の状況に応じた時間外勤務の縮減につきましては、大阪府立学校での実施に合わせて、全校一斉退勤日の取り組みを平成29年4月から本格実施をするものでございます。

二つ目でございます。40ページをごらんください。（6）「個人情報の適切な管理と管理システムの確立」の黒ポツの一番下でございます。ソーシャルネットワークサービスについて書かれたものでございますが、職員は教育公務員として、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これは当然のことでありまして、各種SNSへの個人としての投稿等についても、勤務時間外に行っているといえども、公務の信用に影響を与えないように慎重に行動するよう周知をするものでございます。

以上をもちまして、学校教育部所管分についての説明といたします。続きまして、社会教育の重点事項について説明させていただきます。

青山市民協働  
部次長

市民協働部の青山でございます。お願いいたします。

平成29年度社会教育の重点事項のうち、市民協働部所管分についてご説明させていただきます。

まず49ページをお開きください。

49ページから51ページにかけまして、市民協働部所管の事業の取り組みにおきましては、昨年度と大きな変更点はございません。今後も引き続き、子どもから高齢者まで、多くの市民が心豊かで、生きがいのある、充実した生活を送ることができるよう、市民ニーズにあった生涯学習事業の充実に努めてまいります。

次に、53ページをお願いいたします。

図書館活動の推進についてでございますが、平成29年度は新図書館の建設に向けた取り組みを進めるとともに、学校との連携やボランティアとの協働の取り組みなどを推進し、読書活動の支援などサービスの充実に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

東野教育長

説明は終わりました。

何かご意見、ご質問ございませんか。

栗崎委員	<p>図書館活動の推進のところでお聞きしたいんですけれども、たくさん子どもの本ってあるんですけれども、全部入れられませんよね。それをセレクトするのはどなたがやられているんですか。</p>
手束図書館長	<p>市民図書館の手束でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>図書館の本の部分につきましては、図書館に配置している司書が、一般書、児童書の選書を行って納入を決めているということです。年間で、一般書、児童書合わせて、約1万数千冊の発注をかけておりまして、そのうち児童書につきましては、年々違う数字ではありますけれども、3,000から4,000冊ぐらいの形で配分できるということになっておりますので、司書が「見計らい」といいまして、本が問屋さんから来て、中身を見て、これは必要というふうな形で選書しているというのが現状でございます。</p> <p>以上です。</p>
栗崎委員	<p>社会教育というところで、自分がいいからということと言うんじゃないんですけれども、ちょっと持ってきたんですが、これ明治大学文学部の齋藤孝先生の本なんですけれども、「こども君主論」という子どもと孫子の兵法とか、生き方についての本なんです。すごくわかりやすく、生きていく、仕事をする、商売をする、帝王学みたいなリーダーシップを養うのにすごくいいなと思ったんですよ。私、子ども食堂で読み聞かせてやりたい、説明してやりたいなと思って買ったんですけれども、こういう本も、やっぱり生きていくということ、世の中の厳しさということも教えていますので、いいなと思うんです。自分の主観で申しわけないです。齋藤孝先生のファンなので、ぜひよろしくお願いいたします。</p>
手束図書館長	<p>委員がおっしゃっている本につきましては、またこちらのほうで司書に伝えて納入するように検討してまいります。よろしくお願いいたします。</p>
松井委員	<p>ストレスチェックってやっているんですよね。</p>
東野教育長	<p>やっておりますね。</p>
藤田教育推進課長	<p>学校によってです。</p> <p>現在、学校のほうでは予算をつけてストレスチェックというのはして</p>

いないんですけれども。ホームページ等で、厚労省のホームページだとか教育委員会のホームページなんかをご紹介しますて、先生方がご自分でストレスチェックをしていただくというシステムになっています。

学校のほうでは、教頭先生が先生方の健康を見守っていただくという、労働衛生推進者という立場でいてくださいますので、先生方自身もご自分でストレスチェックしながら、ご自分のメンタルな部分、体の部分なんかもしっかりと見ていただきたいと思いますし、教頭先生、それから管理職がもちろん先生方をきちんと見守っていただくというような状況、システムで今のところしています。

松井委員

何か一斉退勤とか何とかね、かなり心身ともに健康で子どもに接していただきたいので、そういった労働環境というのは大切かと思うんですけれども。ネットでやるやつでしょう。それ義務じゃないんですか、あれは。

平井教職員課長

労働安全推進法によりまして、一つの事業所で50人以上の労働者がいる場合に義務となっております、50人未満の事業所については義務とはなっておりませんので、必ずしなければならないというところはございませんので、個人でしていただく、提供をしているところでございます。

松井委員

学校単位で事業所になるんですか。

東野教育長

そうです。

松井委員

松原市、一事業所じゃないんですね。

東野教育長

松原市は市長部局と教育委員会と消防とに分かれています。執行機関です。

松井委員

でも、要るんじゃないんですかね。50人未満だけでも。  
例えば、それで高ストレスな人がもし出てきたとしたら、どうなるんですか。

藤田教育推進課長

実際、自分すごくストレスがあるなって、ご自分で思われて、ご相談したいなと思われた方は、うちの推進課のほうで、いきいき健康推進事業という事業をもってまして、ご相談いただける松原市医師会の中の

先生方をご紹介させていただいてというふうにはさせていただいていません。

松井委員

基本的に教頭先生に申し出て。こんな結果が出ましたから、面談、医師としたいですよということを申し出ていかないとそういうふうにはなりませんよね。

藤田教育推進  
課長

はい。松井委員のおっしゃるとおりで、今のところ、ご自分がともしんどくなられたときに、それを管理職に言えるのかといたら、なかなか言えないという中で、今後どんなふうにするかをよりよくしていけばいいのかというのは、医師会と一緒に協議していきましょうというのが今の段階なんです。

ただ、ストレスチェックをされている市のほうでも同じようなことがあるらしく、ストレスチェックはされているけれども、どなたも相談になかなかいけないというような現状があるらしいんです。

なので、どこの団体、事業所、それこそさまざまところで、やっぱりそれは今後の課題であるというふうに医師会の先生もおっしゃっていますので、研究を深めていきたいと思っております。

横田学校教育  
部次長

市の事業ではございませんけれども、先生方が掛け金を掛けて加入している公立学校共済組合という組織があります。これ健康保険、日々の医療機関にかかった折の3割負担のそういう手続もしてくれる組織なんですけれども。そちらのほうで教職員に年間4回無料で臨床心理士による面談をサービスとして制度化しています。メンタルヘルス事業です。

松井委員

そんなんあるんですか。

横田学校教育  
部次長

はい。これ結構私たち推奨してまして、実態として結構多くの教職員、特に管理職を中心に活用されておられるようです。

その制度は、専用の0120から始まるフリーダイヤルにかけると、どこか全都道府県統一のダイヤルでして、教職員が相談したいということで相談しますと、そこが一番近隣の相談のできる臨床心理士の相談室につないでくれるんです。回数券みたいに4回分の相談券が送られてきます。それを持って、その相談室に行って相談して帰ってくる。ですので、一切校長、教頭にそういう情報を知られずして、個人情報という観点からは、自分でダイヤルして、その公立学校共済組合のメンタルヘルスサポー

トデスクの担当のみがつなぎ役として、直接臨床心理士に出会うということができておりますので、市の事業でやりますと、どうしてもこの先生が相談するからということで私たちに情報が入るんですけども。そちらの共済組合の制度を使うと、私たちの知らない間に先生がご自身で自分のセルフコントロールができるという仕組みがありますので、こちらのほうは結構活用されている実態が把握されております。

松井委員

公立学校の共済組合になるんですね。私学はそんなないですね。

田中委員

毎回毎回すばらしい資料を。本当に皆さんに敬意を表するんですけども。

これ、今、松井委員がおっしゃられたように、これ一から十を全て先生に対してやれという、本当にすごいことになるんじゃないかなと。

その中で、定刻に退社というのか、退校しなさいとか。だから、本当、学校の先生は本当にきついなど。

栗崎委員

大変ですよ。

田中委員

ですよ。だから、大変ですよと言っているんじゃないで、その大変さを何らかの形で緩和じゃないんですけども、やっていく方法というものをある意味で考えていかないと、アップアップするんじゃないかなと。

以前も言ったんですけども、大卒で1年目の方から、もう一人前の先生だというふうに取り扱われるんですよ。そういった先生に、こういった資料のことを全てやりなさいと言うのはちょっと逆に酷のような気がします。そこで補助の方もおられるよ。OJTでやっていくよというふうな話はお聞きはしたんですけども。それがやっぱり、もっと何か違った形で補助していくというような体制をいうものを考えたほうが、より子どもたちに対してもいいことになるんじゃないかなという気がちょっと、ここ何回か出席させてもらって感じたことなんですけれどもね。

栗崎委員

文章に書いたらね、すごいこうガッとなるけど、日ごろ先生がやられていることだと思うんですね。

私も一つ新しい、いじめ・不登校の未然防止を即解決する対応という6ページのところなんですけれども。やっぱりスクールカウンセラーや



ソーシャルワーカーが倍にふえたということで、問題のあるいじめ・不登校の子どもをつくらぬような、やっぱりクラスをつくっていただきたいと思うんですね。それが未然防止にもなると思うんです。先生のやっぱり力量というか、新しい先生でも、明るく元気で、やっぱり明るい先生のクラスっていうのは、あんまりそういうことが少ないように私は思うんですね。

だから、まず先生の力量というか、その先生の性格にもよるでしょうけれども、やっぱり、いじめのないクラスを先生が意識して、子どもを見ていただいたりとか、話しかける、明るくするっていうクラス、明るく笑顔のいつもある元気なクラスというのを私はつくっていただきたいなと思いますね。

何かあったら、カウンセラーやソーシャルワーカーに言うたらええわっていうふうな危険なことにならないようにしていただきたいなと思います。

横田学校教育  
部次長

栗崎委員のおっしゃるとおりでございます。そちらのほうも、実は20ページの(3) 集団づくりを基盤とした積極的な生徒指導の推進ということで、まさに、栗崎委員が今おっしゃられたことが、この四つに表現されております。

当然これは今に始まって、今年度初めて示したわけではなくって、松原の教育の中で、もう従前から強調していた点でございます。

先ほど、変更点を中心に説明いたしましたので触れておりませんが、まず前提に、おっしゃるとおりで、いじめの未然防止と、黒ポツの三つ目になりますが、いじめに対して「ノー」と言うことができるように、日常的な集団づくりを推進するとともにというようなくだりで示しております。

以上でございます。

東野教育長

あと、教職員の多忙化の解消に向けて、いろんな取り組みをされていると思うんですよ。例えば、放課後のときでも、全部教職員さんにまかせるんじゃなくてとか。先ほどの子どもの集団サポーター制度とかされて、ちょっとその辺の話を教えていただけますか。

藤田教育推進  
課長

学校におきましては、放課後学習サポート事業といいまして、学生さん中心でございますが、放課後の子どもたちの学びを支援するような取り組みを各校、非常に充実させてさせてもらっています。

あと、子どもたちの気持ちが本当にしんどくなる前に、子どもたちの心をそばにいて寄り添いながら受けとめてあげたいなというようなことで、ハートサポート推進事業というのもございまして、学生さんを授業中等に配置しまして、子どもたちとかかわる中で子どもたちの心を受けとめていくというようなこともしております。

あと、さまざまでございますが、ハートフルサポート、ハートフルフレンドというのもございまして、それは、不登校の未然防止ということで、実際に学校に来にくくなってしまったり、ちょっとしんどいなってというような子どものおうちに訪問していただいたりというようなことも支援員さんを雇いまして行っていただいたりもしております。

さまざまに子どもたちがしっかり学校に笑顔で来れるようにということで、市としましても支援させていただいているところでございます。

横田学校教育  
部次長

その点につきまして別の角度で言いますと、実はそういった課題のある子どもたちに教職を目指す大学生が早期にかかわることによりまして、その大学生が教職員に合格されて、学校で教員になる際に、もう既にいろんなことを経験しておりますので、初めて教壇に立って何の経験もない学生に比べますと、子どもの理解であったり、子どもの集団づくりに非常に得意になっております。現に、もうこういったボランティア制度を積極的に進めてから10年以上たっております、今松原市に配属されている教職員の中にも、もともとどこそこ小学校でボランティアをやっていたとか、中学校でやっていたという子がたくさんおられて、偶然にもその子が松原に配属されているというのは、本当にありがたいことですね。その先生方もよくおっしゃられています。学生のとくに経験したことが、より今も生かされているし、何より教職員に本気になろうと思いましたが、より今も生かされているので、これは子どもにとってのサービスでもありますけれども。教職を目指す学生にとっても、非常に貴重な体験をする場となっております。

以上です。

田中委員

そういう先生が来られたらいいんですけどもね。

以前にもお聞きしたと思うんですけども、松原市内で不登校の児童・生徒さんというのはどれぐらいおると把握されているんですか。前もお聞きして申しわけないです。

山森教育研修

これ平成27年度の値になるんですけども、小学校で22名ですね。中

センター長	<p>学校47名、計69名です。年間30日以上欠席があった子どもたちという定義になっておりますので、連続してずっと休んでいる子どもも、年間トータルで30日以上、結果的に欠席ということも含めまして、69名、こういうふうになっています。</p> <p>以上でございます。</p>
田中委員	<p>この児童さん、生徒さんたちに対しては、先ほどの話じゃないですけども、そういった方々との対面をやっておられるんですか。</p>
山森教育研修センター長	<p>もちろん、不登校の子どもたちに対しても、昨年、数も多い、スクールソーシャルワークもやっております。</p> <p>また、施策としまして、松原市教育支援センターチャレンジルームというものもありまして、いわゆる、家からすぐには学校に行けないけれども、家と学校の間ステーションとして通う場所がございまして、基本的には毎週2回程度通って、午前中学習をしたり、集団行動をしたりしながら、徐々に学校に近づいていくと、こういった制度を持っておりまして、そういったところでもさまざまな支援をさせていただいているところでございます。</p>
田中委員	<p>そういった支援の結果、どれぐらい解決されたんですか。</p>
山森教育研修センター長	<p>昨年、平成28年度、今年度の現状値でいいますと、そのチャレンジルームのほうに12名の子どもたちが通っております。もちろん、チャレンジルームにつながっていない子どもたちもおりますので、チャレンジルームにつながった子どもたちとしましては12名。そのうち部分登校につながっておるものが9名ということですので、チャレンジルームに通うことで学校に近づいていき別室登校する、別室で定期テストを受ける、だんだん行って教室に入っていける、こういった子どもたちも多数おるということでご報告いたします。</p>
横田学校教育部次長	<p>今、センター長が説明申し上げましたけれども、69名の不登校の中には、一応不登校の定義が年間30日以上欠席をすると不登校という定義になるんですね。ぎりぎり30日の子といたら月3回ぐらい休んだ子ということになるんですね。10カ月としまして。ですけども、全く全欠といいまして、1日も来ない子もいるんですね。かなり、不登校の69名の中にも、全く来れない、いわゆる引きこもりという状況の子もありま</p>

すし、若干一時的に、例えば、3カ月休んだと、でも解消して来ている子もいますので、とりわけ、全欠といえますか、100日以上休んでいるといった子に対しては、なかなか解決が困難な状況ですので、先ほどのスクールソーシャルワーカーですよね。福祉の専門家が積極的にかかわって、家庭の貧困であったりとか、あるいは精神的な疾患を保護者がお持ちの場合等、たくさんケースとしてはあります。そういうフォローをして、何とか学校に来ていない子の不登校の特に重篤な事案を解消するというのも、スクールソーシャルワーカーの使命として考えております。以上です。

松井委員

いろいろやっています。ものすごくいろいろね。

東野教育長

ぜひ、来年度、29年度学校訪問に行かせていただくときに、そういう施策をやっている人がいらっしゃると、それを教えていただきたいのと、先ほど言われましたチャレンジルーム、これは多分行っていないと思うんですね。

松井委員

行っていないですよ。

東野教育長

ぜひ、そういう学校訪問のとき見せていただいたら、非常にうれしかと思います。また、その辺、来年度の学校訪問のときはそういう形を入れていただきながら。単なる授業だけを見るんじゃなくて、いろんな支援の、こういう人がこういうふうに支援に入っていますよというのを、ぜひご説明いただけたら非常に助かるかなと思っています。

そういうのをまたよろしくお願ひしたいと思います。

栗崎委員

ちょっと性犯罪についてお聞きしたいんですけども。ここであがったことがないと思うんですけども。

I P S細胞の山中教授の講演をお聞きしたときに、あの方はアメリカで生活していたんですけども、日本へ帰ってきたのはなぜかって言ったら、自分の子どもを小学校へ行かさないかと。そのときに、アメリカの小学校というのは、小学生からもう性犯罪が物すごく多いんですって。だから、そういうところへは行かされへんということで日本へ帰ってきたんですとおっしゃってましたけれども。

今中学生でも中絶をしたりとか、もう小学校の高学年になったら、胸を触られたりとか、お尻触られたりとか、そんなんがあると思うんです

ね。だんだん、男の子もそういうふうになってきますから。そういうことってというのは、うちの松原の小・中学生はどうなんですかね。

横田学校教育  
部次長

具体的な教育委員会まで解決をゆだねられる事案として、性犯罪ってというのは、この近年はございませんが、ただ防止のために、私ども現場にいたとき、大分前の話ですけれども、小学校も中学校もですが、やはり性教育のエリアについて取り組んでいます。場合によっては、産婦人科の助産師さんに来ていただいて、性と生、性別の性と生きるの生というふうに、それぞれタイトルをつけて、そういった講演をしていただいたこともあります。以前にチャレンジルームにも、阪南中央病院の助産師さんに来てもらって話してもらったりとか、やはり、単に、いわゆる性行為の性というイメージじゃなくて、やはり命をつなぐための性というような視点で取り組みをしています。参考までに、私も自分の子どもの出産のときの体験を現場におるときは話したりとか、女性の教諭が自分の録音していた心音というんですかね、それを聞かせたりとか、エコーの写真を見せたりとか、そういった取り組みは結構中学校ではやられております。

一方で、保育所に行って保育体験をする。ゼロ歳児から抱いて経験をするというようなことも積極的に取り組まれていますので、そういったことが正しい性の意識を醸成することにつながって、性犯罪の防止につながるだろうということ。

ただ、一方で、やはり警察に来てもらって、非行防止教室という中で、警察の視点からその性行為へのブレーキになるようなお話もしていただいています。

多面的に取り組んでいる状況がございます。

栗崎委員

そういうことをされて、不登校になっている女子というのはいるんですかね。そういう方はいない。

横田学校教育  
部次長

現在把握している中では、そういう性犯罪被害に遭って・・・。

栗崎委員

性犯罪というか、性被害ですよ。

横田学校教育  
部次長

性被害に遭って不登校になっているというのは特に聞いておりません。

栗崎委員

赤ちゃんを連れて。学校へ連れて行って、赤ちゃん教室というのをやろうというところがありますので、またぜひそれは協力してやっていただきたいなと思うんですけども。

何かこの前、三中へ赤ちゃんを何人か連れて、お母さんと一緒に行きましたということを聞きましたんで、またよろしく願いいたします。

東野教育長

どうですか、ほかに。

田中委員

部活動活性化に向けた取り組みの推進なんですけれども。部活動に行くことだと思うんですね。お恥ずかしながら、私は中高は帰宅部で部活を行っていませんでしたんですけども、大学に入って、体育会系に入って、これはいいもんだなと。ここで割と生徒たちがまとまって、学校内で誰でも話せる雰囲気だとか、先生にも話せる、そういうような雰囲気が意外と教室の中ではなくて、こういった部活で上下、そういった仲間が集まって、何か部活運動する。文化系でもなんでもいいんですけども、そういった活動するということのほうが、割と子どもたちが何でも話せるような雰囲気づくりにいいんじゃないかなと思っているんですけども、その点いかがでしょうか。

山森教育研修  
センター長

委員がおっしゃられますように、部活動の大変有意義な部分というのは教育委員会としても認識しておりまして、教育研修センターのほうで持っております児童・生徒理解推進事業という事業があるわけですけども。そちらのほうで、各中学校のクラブについては支援をさせていただいております。

具体的に申しますと、各中学校でのクラブで必要な消耗品であったり、それから外部指導者ですね。例えば、その学校にこのクラブがあるけれども、その専門性を有している教員がいないというような場合に、地域の方が来られて指導すると。具体的に言いますと、今現在使っておりますのは、吹奏楽であったり、芸術であったり、サッカー、テニス、野球といった、学校によってはなかなか指導の専門性が高くないところもありますので、そのあたりを地域人材と組み合わせていくということも行っています。

また、国のほうだとか、大きな大会に出ていく際に、旅費の支援等も行っておりますし、そういった形で部活動のほう推進をさせていただいております。

それから、このクラブに入りたかったのに、A中学校にこのクラブがない。けれども、B中学校にはそのクラブがあるといった場合にも、そういった子どもたちが通えるような配慮についてもさせていただいております。

以上でございます。

栗崎委員

部活について。非常にやっぱり部活をさせるということは生徒の成長にも、非行防止にもつながると思うんですけども。

私、昨日、私が入っている会の周年記念パーティーがございまして、そこでその会が支援している文の里中学校の吹奏楽部とコーラス部がその周年記念で呼ばれてやっていただいたんですね。金賞をとっているということでしたけれども。ぜひ、そういう優れた吹奏楽であったりとか、コーラス部が、松原のマルシェの舞台であったり、いろんな舞台で活躍したら、もっともっと成長すると思うんですね。

だから、競うことも、そこへ出れるための競い合いもしてもいいとも思うし、また舞台があるところに出してあげるという、商工会議所に言わないといけませんけれども。そんな場を子どもたちにつくってやったら、子どもたちもうれしいし、市民の方もうれしいし、聞けるということですね。ぜひそういう活躍の場というのをつくってあげてほしいと思いますけれども。

ホテルで中学生が演奏するなんていいですよ。ちょっと支援もさせてもらったんですけども、芥川高校の和太鼓部でしたら、年間70回公演をいろんなところでして、アメリカだとか、世界中回っていますから。

横田学校教育  
部次長

ありがたいお言葉いただきました。

松原は全中学校に吹奏楽部がございまして、女子生徒が多いんですけども、中には男子生徒が入っているクラブもあります。基本的によくご存じのフェスタ、秋のフェスタであったりとか、お互いの吹奏楽部が集まるコンクールであったりはあるんですけども、ほかにちょっと聞いていますのは、福祉施設に、高齢者の施設に行って演奏して、高齢者の慰問活動というんですか、言い方難しいですけども、それぞれされています。また委員の皆様方がそういう舞台があるのであれば、ご紹介いただければ。七つの楽団がありますので、いずれかが、どこに行くかはちょっと選定しなければなりませんけれども、そういう場があれば、ご紹介いただければと思いますので、よろしくお願いします。

